

住民環境課からのお知らせ 年金

問 住民環境課 年金係
☎476-1111 (123・126)

障害基礎年金(20歳前障害)を受給している方へ

対象者の方へ、7月はじめに日本年金機構から『国民年金受給権者所得状況届』(ハガキ)が郵送されています。7月末日までに町役場年金係へ必ず提出してください。

受給権者の欄に本人が必要事項を記入してください。(本人が記入できない場合は、代理人が記入し、代理人署名欄に署名してください)

「診断書の付いた所得状況届」が届いた方は、7月中に医師の診察を受け、診断書に記載してもらってから提出してください。

提出期間までに現況届の提出がない場合、または30年度の所得申告をされていない場合、年金の支払いが一時停止されることがあります。この届出は、引き続き年金を支給すべきか判定する年に一度の大切な手続きですので、必ず提出してください。

国民年金保険料の納付わすれはありませんか？

平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金保険料は、月額16,340円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な「口座振替」もあります。保険料を未納のまま放置されると、延滞金を課すだけでなく、納付義務のある方*の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付を免除する制度や猶予する制度がありますので、放置せずぜひ役場の年金窓口までご相談ください。

*納付義務のある方と被保険者本人、延滞して納付義務を負う配偶者及び世帯主になります。

【申込み・問い合わせ先】 住民環境課 年金係 ☎ 476-1111 (内線123・126)
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121

「性暴力被害者サポートネットワークかごしま(通称:フラワー)」の運営開始について

問 住民環境課 戸籍係
☎476-1111(122)

鹿児島県では、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの充実・強化を図るため、専門のコーディネーターを配置した相談拠点を設置し、6月8日から運営を開始しています。

性暴力などで、どうしたらいいのかわからないか誰にも相談できず、お悩みの方は、是非、御活用ください。

フラワー FLOWER
(性暴力被害者サポートネットワークかごしま)

どうしたらいいのか誰にも相談できず、悩んでいた、自分のことを責めて苦しい思いをしていませんか。

フラワーに「相談拠点」を設置
(平成30年6月、運営開始)

Q 「FLOWER(フラワー)」とは？
性暴力の被害にあわれた方が安心して相談でき、医療面などのケアを含め必要で途切れない支援が迅速に受けられるよう、鹿児島県、鹿児島県警察、(公社)かごしま犯罪被害者支援センター、鹿児島県産婦人科医会が連携・協力して支援するネットワークのことです。

Q 「相談拠点」とは？
これまでは、FLOWER(フラワー)の各機関の窓口で相談を受け付け、連携して支援を行っていましたが、今後は、相談拠点を中心となって相談を受け付け、ネットワークの各機関などと連携して支援を行います。

電話相談、面接相談のほか、ご希望に応じて関係機関の紹介、病院等への付き添いなどを行います。秘密は厳守いたします。

場 所 鹿児島市山下町14番50号 かごしま県民交流センター西棟5階 (公社)かごしま犯罪被害者支援センター内

専用ダイヤル 099-239-8787

相談時間 10:00~16:00 火~土曜日(祝日、年末年始を除く)

Friendly	真の心こもった
Link	つながり
One-stop	ワンストップで大丈夫
We	わたしたちはあなたを
Every day	いつでも
Ring	お電話をお待ちしています

相手がよく知っている人でも、知らない人でも、どんな場所でも起こったとしても、あなたが望まない性的行為は「性暴力」です。
~あなたは決して悪くありません~